

○可児市都市計画公聴会規則

平成7年3月27日

規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、可児市都市計画公聴会（以下「公聴会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公聴会の開催)

第2条 市長は、用途地域に関する都市計画その他の都市計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

(公告)

第3条 市長は、公聴会を開催しようとするときは、開催期日の2週間前までに、公聴会の開催日時、場所及び公聴会において意見を聞こうとする都市計画の案（以下「都市計画案」という。）の概要を公告するものとする。

(公述の申出)

第4条 都市計画案に係る地域の住民その他利害関係者が、公聴会に出席して意見を述べようとするときは、公聴会の開催期日の5日前までに意見の要旨及びその理由並びに住所、氏名、職業及び年齢を記載した書面を市に提出させるものとする。

(公述人の選定等)

第5条 市長は、前条の規定による書面を提出した者のうちから、公聴会において意見を述べることができる者（以下「公述人」という。）を選定するものとする。この場合において、市長は、公聴会の運営上、必要があると認めるときは、あらかじめ、公述時間を制限することができる。

2 市長は、前項の規定により、公述人を選定し、又は公述時間を制限したときは、その旨を本人に通知するものとする。

3 市長は、前条の規定による書面を提出した者で、公述人に選定されなかった者に対しては、その理由をしめさなければならない。

(公聴会の議長)

第6条 公聴会に議長を置き、可児市職員のうちから、市長が指名する。

2 議長は、公聴会を主宰する。

(公述人の陳述)

第7条 公述人の陳述は、都市計画案の範囲をこえてはならない。

2 議長は、公述人が前項の規定に違反して陳述をしたとき、又は公述人に不穏当な行為があったときは、その陳述を制止し、又は退場させることができる。

(代理人等)

第8条 公述人は、あらかじめ市長の許可を得たときは、文書で意見を提示し、又は代理人に意見を述べさせることができる。

(公述人に対する質疑)

第9条 議長は、公述人に対して質疑することができる。

(公聴会の秩序維持)

第10条 公聴会においては、何人も議長の指示に従わなければならない。

2 議長は、公聴会の秩序を維持するために必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限し、又はその秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をした者を退場させることができる。

(記録)

第11条 市は、公聴会の記録を作成し、保管するものとする。

2 前項の規定による記録は、次に掲げる事項を記載し、議長が署名しなければならない。

- (1) 都市計画案の内容
- (2) 公聴会の日時及び場所
- (3) 出席した公述人の氏名及び住所
- (4) 公述人の陳述の要旨
- (5) その他公聴会の経過に関する事項